議案第10号

山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について

山都町文化交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

令和4年4月1日に実施される行政機構の改革に伴い、山都町文化交流拠点施設設置条例(平成29年山都町条例第16号)の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町文化交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町文化交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例

山都町文化交流拠点施設設置条例(平成29年山都町条例第16号)の一部 を次のように改正する。

第4条第2項中「山の都創造課長」を「商工観光課長」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

山都町文化交流拠点施設設置条例(平成29年条例第16号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
(管理人)	(管理人)
第4条 町長は、交流施設の設置の目的を達成するため、管理責任者に交流施設の運営に当たらせ、必要に応じて管理人を置き、管理させることができる。2 前項の管理責任者は、山の都創造課長をもって充てる。	第4条 町長は、交流施設の設置の目的を達成するため、管理責任者に交流施設の運営に当たらせ、必要に応じて管理人を置き、管理させることができる。2 前項の管理責任者は、<u>商工観光課長</u>をもって充てる。